指定管理者の指定について(練馬区立しらゆり荘)

1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立しらゆり荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

- (1) 団体の名称社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル内
- (3) 代表者理事長 上原 明子

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

4 選定の経過

平成25年4月11日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議)

4月17日 第2回指定管理者選定小委員会

(施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終給合評価)

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

7月11日 企画提案書作成要項配付

7月18日 企画提案書作成要項説明(団体を特定して実施)

7月30日 企画提案書受付(経営状況に関する部分)

7月31日 経営診断委託

8月16日 企画提案書受付(事業計画に関する部分)

9月3日 第3回指定管理者選定小委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価

、採点)

11月13日 平成25年度第2回指定管理者選定委員会

(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、 経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の人権と個性を尊重したサービスを提供 し、利用者とその家族が安心して豊かな地域生活を送るための施設運営が果たされる等の 理由により、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が練馬区立しらゆり荘を運営するにふ さわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表 のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて 評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

補助金の収入割合は直近3年間のいずれも低く、自主的運営能力に優れている。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安 定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する必要な規程のほか、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティに関する実施手順等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、法人主催の職員研修の実施や所内での職員会議等により積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。 また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害者施設を中心に、131か所のグループホーム等も運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。

練馬区内において、貫井福祉園・貫井福祉工房、谷原フレンド・谷原あおぞら学童クラブ、石神井町福祉園、大泉障害者地域生活支援センターの指定管理を受託し、区内での実績を伸ばしている。

しらゆり荘は、平成18年度から当該法人が指定管理者として運営を行っているが、指定期間中の平成24年度に法内事業へ移行した。新たな事業も加わり、より適切な支援を行うため日々の施設運営に取り組んでいる。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人の人事考課制度に基づき人材育成を行い、目標管理と適正な評価により職員の能力開発を行っている。24時間運営の施設として効果的な職員体制をとり、区内雇用の非常勤職員を多く配置する工夫をし、効率的な運営をしている。

(6) 受託への熱意・意欲

法内事業への移行を経て、グループホーム等利用者の地域移行という施設目的に沿った運営をしている。新たに加わった短期入所事業等については、障害者の緊急時の受入れを行う事業を適切に実施することで、障害者の地域生活を支える取組を行っている。利用者受入時の対応を柔軟にし、施設使用の利便性を向上させる提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設安全点検を適正に実施し、様々な状況を想定した危機管理マニュアルの整備や、 ヒヤリハット報告による事故防止策がとられ、危機管理に関する取組がされている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、地域や関係機関と連携した施設管理運営に取り組んでいる。また、町会との合同防災訓練等を通じて、災害時における地域住民との協力体制を構築していく提案がある。

(9) 利用者への対応(接遇を含む。)

利用者からの苦情を解決するための実施要項が整備されている。

全職員が人権に対する意識を持ち、多様な利用者の受入れのため、職員会議等で適切な支援内容の検討を重ねている。24時間交代制勤務の施設として情報共有の方法に工夫をし、共通認識に基づいた支援の質の向上に努めている。

10 職員の育成

研修計画を作成し、世話人研修をはじめ、法人や区が主催する研修への積極的な参加

を推進し、専門的なスキルを高めている。施設内でも、支援技術や個人情報保護および 情報セキュリティ等の研修を行い、人材育成を行う提案がある。

(11) 団体の理念・姿勢

障害のある人々の福祉の向上とノーマライゼーションの実現を目指し、あらゆるニーズに対応した利用者本位の質の高い支援を行うことを基本とし、多面的な事業に取り組んでいる。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の6割弱が区民であり、職員の採用に当たっては、施設特性や災害時対応も考慮し、地域に精通した区民の雇用を推進していく提案がある。

また、物品の購入や再委託等については、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

個別支援計画に基づき、健康管理や金銭管理等の生活技能の習得および就労の継続等へ向けた基本的支援に加え、利用者個人と集団への両面のきめ細やかな支援や、他機関等との連携を通じて、利用者一人ひとりの課題に向き合い、地域のグループホーム移行後も主体的に過ごせるよう支援に取り組んでいく提案がある。

短期入所・日中一時支援事業について、利用者と家族の安心した地域生活のため、緊急受入先として随時の利用依頼にも対応できる体制を整備するほか、区立福祉園の通園バスの乗降場所と施設の間を職員が送り迎えをして、利用者の利便性を向上させる取組の提案がある。

町会との防災訓練や祭りにおける運営協力や、活動交流室の活用により、地域に開かれた施設運営を推進していく提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課地域生活支援係

電話 03-5984-1043

FAX 03-5984-1215

指定管理者(社会福祉法人東京都知的障害者育成会)の評価結果(練馬区立しらゆり荘)

指足官連有(社芸価価伝入来京都知可障告有育成云)の評価和未(株 評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性		
(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無		
(2) 事業効率の状況	5 点	5 点
(3) 資金力の有無	0 /m	0 ///
(4) 借入金の返済能力の有無		
(5) 経営の安全性		
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無	F.E	4
(1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
3 団体運営における法令等の遵守状況		
(1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む。)		
(2) 理事会・役員会などの構成の適正性	5 点	4 点
(3) 理事会・役員会などの定期的開催		
4 運営実績		
(1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無	10 片	c F
(2) 既に運営している施設の状況	10 点	6 点
(3) 過去のトラブルへの対応状況		
5 効率的運営・効率化への取組		
(1) 人員配置の適正性		
(2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況	10 点	8点
(3) 再委託の範囲の適正性	7,	- ////
(4) 事業計画と収支計画の適正性		
(5) 経営努力に関する提案内容 6 受託への熱意・意欲		
0 受託への恐急・急気	5 点	4点
(2) 具体的で独創的な提案の有無	0 ///	4 ///
7 施設管理の安全性への配慮		
(1) 日常的な点検体制の有無・程度	10 1	0 =
(2) 危機管理体制の有無・程度	10 点	8点
(3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢		
8 施設管理運営体制		
(1) 現在のサービス水準の維持	10 点	8点
(2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解	10 ///	0 7/7
(3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力		
9 利用者への対応(接遇を含む。)		
(1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無	10 =	0 =
(2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢	10 点	8点
(4) 職員の接遇に関する取組		
10 職員の育成		
(1) 職員に対する研修体制	5 点	4 点
11 団体の理念・姿勢		
(1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容	5 点	4 点
(2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知		
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用		
(1) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。)	5 点	3 点
(2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達		
13 区内事業者か否か	5 点	0 点
(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。		- 775
14 事業等の提案		
(1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 顔の真いサービス提供に向けた提案内容		
(2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容		
(4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容	10 点	8点
(5) 地域に開かれた運営の内容		
(6) 法人の本部または法人が運営する施設による、しらゆり荘の運営およ		
び支援に関するバックアップ体制の内容		
合計	100 点	74 点
	100 流	ニュ 示